



これまでは一方的に送り付けられた商品でも、14 日間の保管義務がありました。法改正により、直ちに処分可能となりました。処分後に請求されても支払い義務はありません。

ただし、注文したことを忘れていたり、家族が注文していたケースもありますので、注意が必要です。対応に困ったときはご相談ください。

「陸別くらし塾」は、「くらしのセミナー」を主な活動の場としています。
 次回開催日：令和3年9月9日（木） 会場：役場3階第3会議室
 どなたでも参加できますので、興味のある方は、お気軽にお越しください。
 お問い合わせ 役場産業振興課商工業振興担当 27-2141